

益田市水道事業経営戦略

計画期間：平成 29 年度～平成 38 年度

策 定 日：平成 29 年 3 月

島根県益田市 水道事業会計

第1章 事業概要

(1) 事業の現況

①給 水

供用開始年月日	昭和8年10月1日	計画給水人口	43,045人
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適用企業	現在給水人口	42,218人
		有収水量密度	42.58 千m ³ /ha

②施 設

水源	伏流水、地下水		
施設数	浄水場設置数	23	管路延長
	配水池設置数	52	
施設能力	20,130 m ³ /日		施設利用率
			83.8%

③料 金

1ヶ月

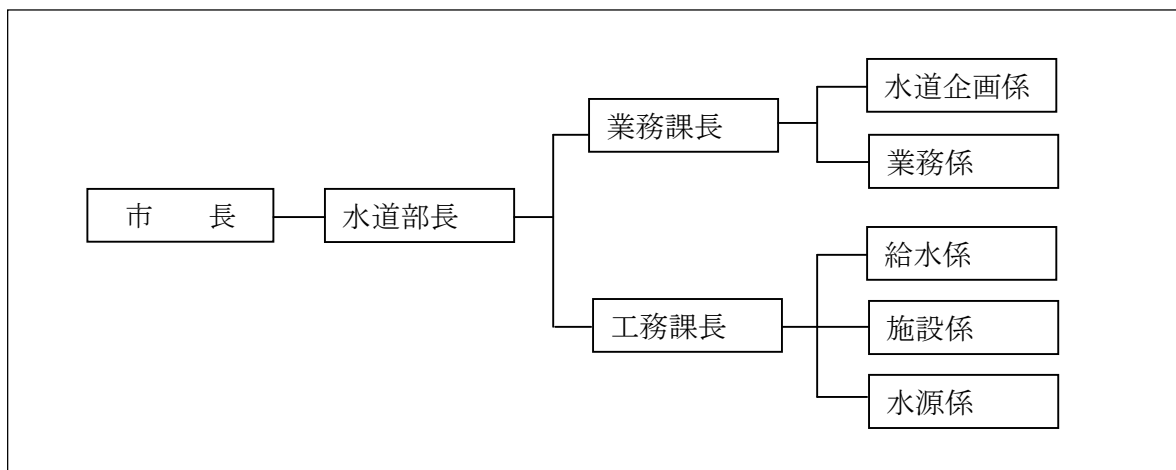
消費税込（8%）

用途	基本水量	基本料金	超過料金	
			水量	料金
一般用	8 m ³ まで	1,090.80 円	1 m ³ を超えるごとに	156.60 円
営業用	8 m ³ まで	1,321.92 円	8 m ³ を超え 20 m ³ まで (1 m ³ を超えるごとに)	165.24 円
			20 m ³ を超えるもの (1 m ³ を超えるごとに)	213.84 円
団体用	8 m ³ まで	1,134.00 円	8 m ³ を超え 20 m ³ まで (1 m ³ を超えるごとに)	156.60 円
			20 m ³ を超えるもの (1 m ³ を超えるごとに)	208.44 円
特殊用	500 m ³ まで	82,641.60 円	1 m ³ を超えるごとに	208.44 円
臨時用	1 m ³ まで	260.28 円	1 m ³ を超えるごとに	260.28 円

※一般用＝家庭において、日常生活の用に供するもの、それに準ずるもの
 営業用＝営業・事業・その他これに準ずるものの用に供するもの
 団体用＝官公署・学校・病院・事務所・その他の団体等これに準ずるもの
 特殊用＝工場等において1ヶ月500 m³以上の多量の水を随時使用するもの
 臨時用＝建設工事等で短期間の臨時使用に供するもの、その他これに準ずるもの

料金改定年月日：平成21年4月1日（消費税のみの改定は含まない）

④組 織



(2) これまでの主な経営健全化の取組

主な経営健全化の取り組みとしては、平成 23 年度と平成 24 年度に繰上償還を行いました。平成 23 年度には 53,371 千円、平成 24 年度には 142,326 千円の企業債元金を繰上償還し、両年度あわせて 54,105 千円の利息の支払いが免除され、経営が改善しました。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

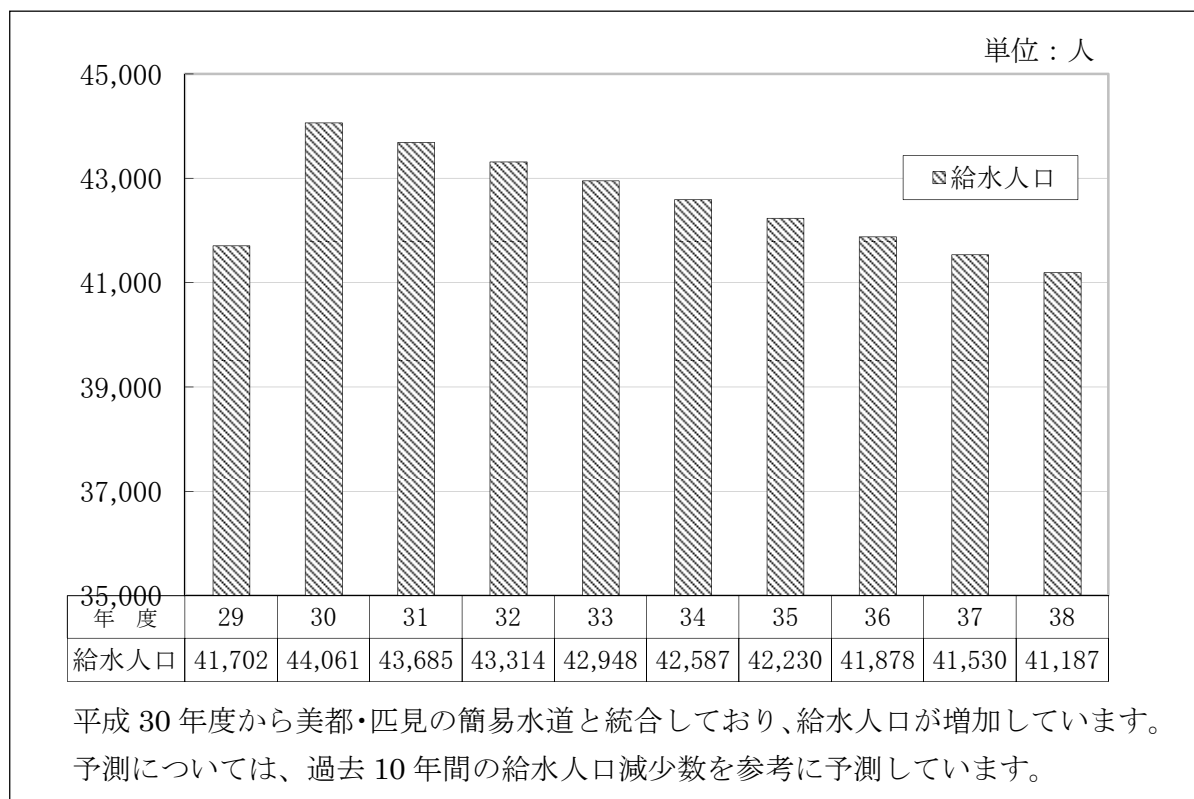
本市の経営状況につきましては、現在は全国平均値と比較しても健全に経営しているものと思われます。しかし、施設及び管路ともに老朽化が進んで来ていますので、今後は更新費用の増大が見込まれます。

老朽管更新については、喫緊に行う必要があるものと考えられますが、建設改良費の確保には限界があるため、数値の大幅な改善は望めないものと思われます。当面は漏水が激しい箇所の水道管を効率よく更新していくことが急がれます。

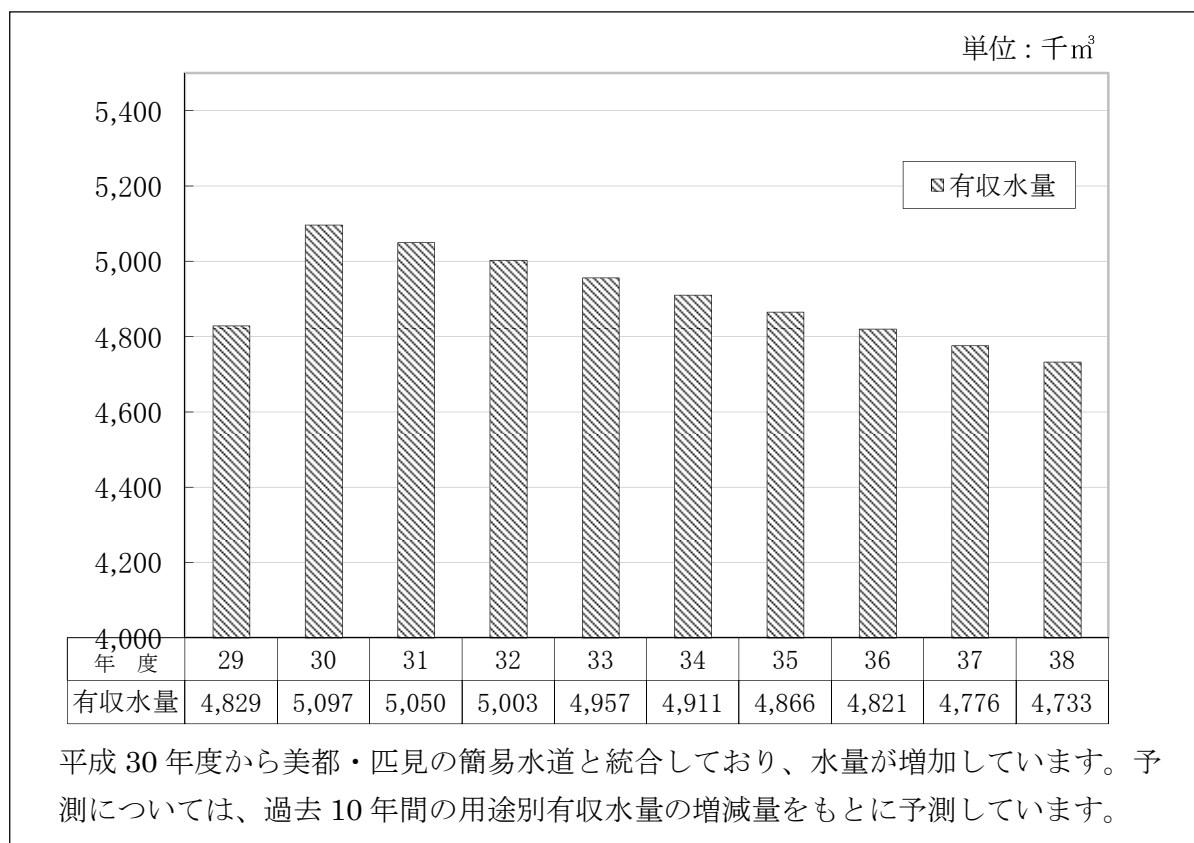
※資料①「経営比較分析表」参照

第2章 将来の事業環境

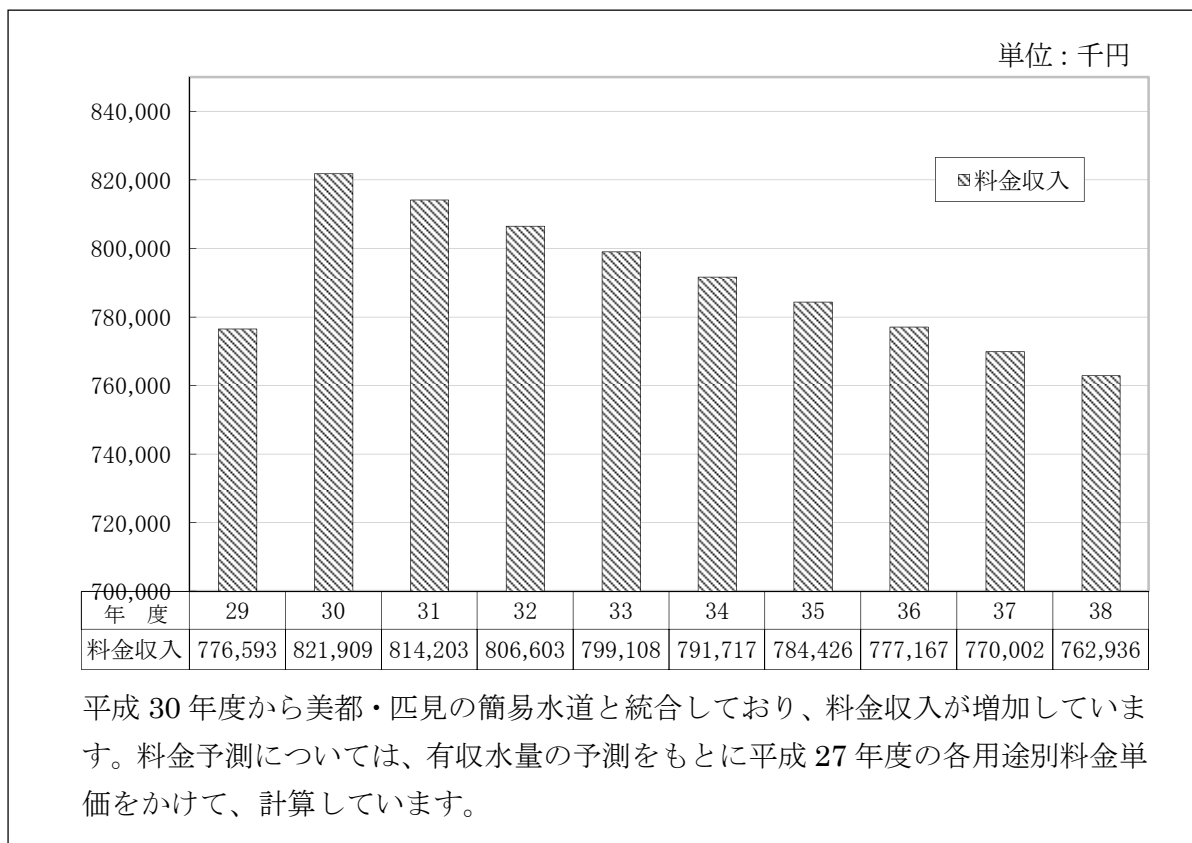
(1) 給水人口の予測



(2) 水需要の予測



(3) 料金収入の見通し



(4) 施設の見通し

本市は市域が広く、多くの施設、管路を有しています。そして管路、施設・設備の老朽化が進行していることから、今後更新工事を行い施設能力の維持・向上を行う必要があります。

施設の改修と設備の更新にあたっては築造年度や機能診断結果による優先順位により推進し、あわせて耐震化にも取り組みます。

老朽化した管路の更新にあたっては、漏水の発生履歴や経過年数による劣化状況等をもとによりスピードアップを図りながら計画的に更新し、あわせて災害時の緊急給水拠点となる病院、避難所などへ連絡する基幹管路の耐震化に努めます。

(5) 組織の見通し

事務事業の見直しや組織体制の改変、民間委託の推進等に取り組み、職員定数の適正化に取り組みます。

第3章 経営の基本方針

基本理念：「いつまでも安心と安定を」

安全で良質な水を安定供給し、市民の皆さまが安心して暮らすことができる信頼される水道を目指します。

基本方針：4つの基本目標（方針）を定めています。

- ①「安心」安心しておいしく飲める水の供給と目標とし、良質な・豊富な水源確保に努め、水質の監視を充実させます。
- ②「安定」計画的・効率的な施設更新・改修を実施し安定供給を行います。
- ③「持続」職員定数管理、第三者委託の導入など、経営の効率化により、地域特性に合った運営基盤の維持・強化を図ります。
- ④「環境」エネルギー消費量や廃棄物排気量の低減など環境との調和を重視した事業運営を行います。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	本市の施設は全域に散在しており、経営の効率化を考え、これらの施設の統廃合を含めた老朽施設の更新を計画的に実施していきます。また、有収率が80%をきっていることから、85%以上を達成することを目標として継続的に漏水調査を実施し、老朽管の更新を計画的に実施していきます。
-----	---

早急に耐震化・更新計画やアセットマネジメントを策定し、計画的に事業を進めることで安定を図ります。

地震などの大規模災害時に、緊急給水拠点となる病院、避難所などへ連絡する基幹管路の耐震化に努めます。

主な事業計画は以下のとおりです。

- ・緊急時給水拠点確保等事業（平成29年度～平成38年度）
- ・老朽管更新事業（平成29年度～平成38年度）
- ・水源等改良事業（平成30年度～平成38年度）

②収支計画のうち財源についての説明

目 標	給水収益が減少するなかで、健全な事業運営に必要となる財源を確保するため、経営の効率化を図るとともに、料金改定に向けた取り組みを行います。また、将来に過度な負担を残さないようにするため、企業債残高の低減を図り、安定的な水道事業の運営に努めます。
-----	---

少子高齢化に伴う人口減少等を要因として、有収水量は年々減少する予測であり、それに比例して料金収入も減収する見込みです。

これまでも業務等の見直しや企業債の繰上償還など経費削減に取り組んできましたが、簡易水道事業と統合する平成 30 年度以降は赤字となる見通しです。

引き続き更なる経費の削減に努める一方で、別紙スケジュールにそって、経営戦略の検証作業と料金体系の見直しも視野に入れた料金改定に向けた作業を平成 29 年度から進めていきます。

また、企業債につきましては、将来の利用者の負担が過大とならないように借入額が償還額を上回らないことを基準にして、企業債残高の縮減を図る計画としています。

一般会計からの繰入金につきましては、総務省が示す繰入基準に基づいた繰入と旧簡易水道事業等に対する運営補助としての繰入を予定しています。

※別紙資料②「料金改定」に向けた業務スケジュール参照

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

修繕費につきましては、平成 27 年度までの実績をベースとしながら、緊急的な修繕に備えた金額を加算しています。その他の動力費や委託料につきましては、過去 3 年間の実績をもとに物価の上昇等をふまえて、予測しています。

人件費につきましては、平成 30 年度から美都・匹見の簡易水道と統合することから、2名増員した人件費で予測しており、過去 3 年間の手当等の増加も考慮しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

業務委託につきましては、P F I 方式などによる民間の資金やノウハウの活用を、先進事例を参考に調査、研究を行っていきます。

広域化は、経営基盤の強化や経営効率化を目的として、一つの自治体の区域を越えて連携する手法です。その手法については、経営主体を一つにする事業統合から、維持管理等を共同で行うもの、施設を共同で使用する等様々な手法があります。今後、県が進める検討会において、調査・検討を進めていきます。

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	収支均衡を図るため料金改定に向けた見直しを平成 29 年度から行うため、料金改定に合わせ、経営戦略の見直しを行っていきます。
---------------------	--